

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 森下 俊三
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成19年7月31日

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備に関し、情報通信審議会答申(平成19年3月30日情審通第34号)において示された第一種指定電気通信設備に係る措置事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正によるコロケーションルール等の規定整備を受け、主に以下の事項を措置するため、接続約款の変更を行うものである。

- ① 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備
- ② 電柱におけるコロケーション手続の整備
- ③ 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直し
- ④ 局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

II 主な変更内容

1. 中継ダークファイバ・局舎スペース等の過剰保留を抑制する仕組みの整備

(1) コロケーションリソース等の過剰保留の抑制措置

現行ルールでは、中継ダークファイバ及び局舎スペース等(以下「コロケーションリソース等」という。)について、それぞれ空き芯線(未利用芯線)、空きスペース等の有無に係る調査回答と当該リソースの保留が一体として運用等されているが、これを見直し、当該リソースの過剰保留を抑制するため、以下の二つの仕組みを整備。

- ① 保留の可否を選択できる申込手続の整備及び保留を要する申込みがなされた場合における無料保留期間の廃止(コロケーションリソース等)
- ② 保留期間の短縮化(局舎スペース等)

① コロケーションリソース等の保留の可否を選択できる申込手続の整備等

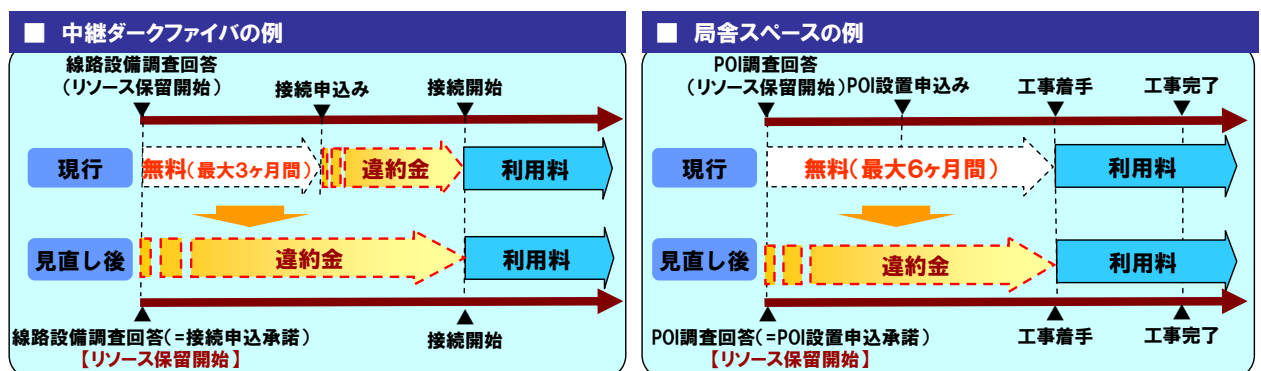
コロケーションリソース等の保留の可否を選択できる手続を整備し、新たに当該リソースの保留を要しない申込みを可能とすることを規定。

また、コロケーションリソース等の保留を要する申込みがなされた場合、現行ルール上存在する無料保留期間を廃止し、保留開始から接続開始等までの間に当該申込みのキャンセルがあったときは、当該リソースの保留開始日からキャンセルした日までの間の利用料相当を違約金として負担することを規定。

※ 現行のコロケーションリソース等の無料保留期間

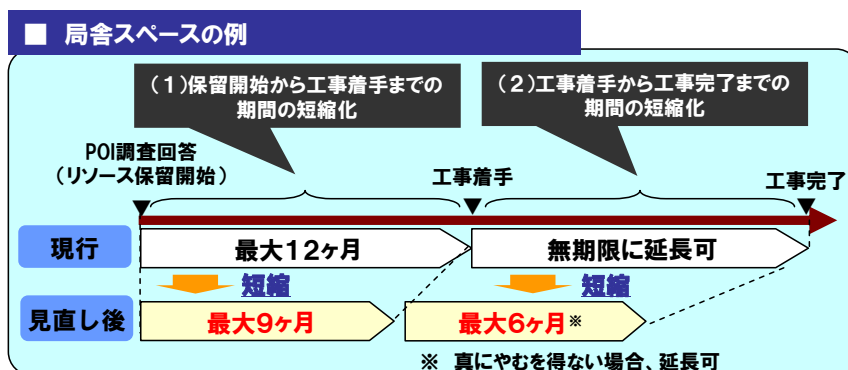
中継ダークファイバ: 最大3ヶ月間(線路設備調査回答から接続申込みまでの期間)

局舎スペース : 最大6ヶ月間(相互接続点調査回答から工事着手までの期間)



② 局舎スペース等の保留期間の短縮化

局舎スペース等の保留開始から工事着手までの期間を最大12か月から最大9か月に短縮化するとともに、工事着手から工事完了までの期間を無期限から最大6か月に短縮化。



(2) 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

① 空き芯線がない区間における代替区間等に関する情報提供の手続等

接続事業者が中継ダークファイバの提供を求める区間のうち、空き芯線がない区間について、当該接続事業者の要望に応じて、代替区間等に関する情報の提供を行う手続及び費用を規定。

区 分	単 位	手続費の額
光信号中継回線に係る代替区間等情報調査費	1件ごとに	代替区間等の情報を提供する場合に要する費用（実費）

② 新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報提供の手続

次の場合において、新たにコロケーションリソース等に空きが生じた旨の情報について、電子メール等により、当該情報の提供を要望する事業者に提供することを規定。

- 中継ダークファイバの敷設区間のうち空き芯線がない区間において、新たに空き芯線が生じた場合。
- 接続に必要な装置等を設置するために利用する局舎スペース等に空きがない局舎において、新たに局舎スペース等に空きが生じた場合。

2. 電柱におけるコロケーション手続の整備

(1) 電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報提供の手続等

① 電柱におけるコロケーションを行うために必要な情報提供の手続

NTT東西の電柱における第一種指定電気通信設備との円滑な接続を確保するため、接続事業者が接続に必要な装置等を電柱に設置するために必要な情報として、次の情報を提供する手続を規定。

- き線点の位置情報
 - ・ 相互接続点を設置可能な電柱の位置を示す「き線点の位置座標・電柱番号」
 - ・ 相互接続点への接続が可能なエリアを示す「き線点ごとのメタリック加入者線に係るカバーエリア情報」
- 収容局からき線点までの換算線路長
 - ・ 収容局から相互接続点を設置するき線点までのメタリック加入者線の距離を示す換算線路長
- 接続可否情報
 - ・ 設置希望電柱における、「メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に係る情報」
- 電柱所有者情報
 - ・ 接続事業者が電柱添架を実施しようとする電柱がNTT東西の所有に係る電柱か否かの別を判別できない場合における当該別の情報
- 電柱の添架の可否に関する情報
 - ・ 電柱に接続に必要な装置等を設置するための電柱添架の可否に係る情報

② 情報提供に関して接続事業者が負担すべき金額

区分		単位	料金額	
			NTT東日本	NTT西日本
き線点情報調査費		1通信用建物ごとに	33,199円	19,975円
き線点換算線路長調査費		1電柱ごとに	752円	755円
メタリック加入者線と電柱に設置する装置等との接続可否に係る調査費	机上調査	1電柱ごとに	1,223円	1,517円
	現地調査	1電柱ごとに	10,987円	13,649円
電柱添架現地調査費		1件ごとに	電柱添架の可否を回答するために現地調査を行う場合に要する費用(実費)	

(2) 電柱添架等の手続

① 電柱添架の手続

電柱への接続に必要な装置等をNTT東西の電柱に設置するための手続として、接続事業者が電柱添架を申込み、その可否回答を受ける手続等を規定。

手続	期限
電柱添架の申込み	—
電柱添架の可否回答	申込みから1ヶ月以内に回答
電柱添架に関する個別契約※	可否回答から3ヶ月以内に締結
電柱添架に係る工事	契約締結後3ヶ月以内に着手

※ 個別契約の主な内容(例)：具体的使用区間、使用本数、使用期間等

② 接続事業者が工事・保守を行う場合の手続等

接続事業者が自前で工事・保守を行う際に、当該接続事業者の要望に応じて、NTT東西が立会いを行う場合の手続及び費用を規定。

区分	単位	料金額	
		NTT東日本	NTT西日本
電柱添架立会費	1件ごとに	電柱添架に係る立会いを行う場合に要する費用(実費)	

③ 電柱等の場所に関して接続事業者が負担すべき金額

取得固定資産価額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて再計算の上、電柱使用料を改定。

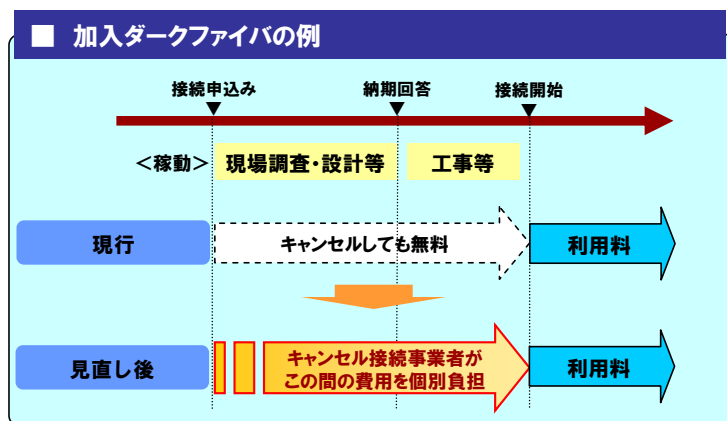
(年額)

区分	単位	料金額			
		変更後		現行	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごとに	974円	1,133円	1,200円	1,200円

3. 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込手続の見直しの整備

(1) 加入ダークファイバ・局内光ファイバの申込みのキャンセル費用の個別負担化

現行ルールでは、加入ダークファイバ及び局内光ファイバの接続の申込みについて接続事業者からキャンセルがあった場合、その時点までに行われた現場調査等に要した費用を接続料原価の一部に算入しているが、これを見直し、接続開始までに申込みのキャンセルがあった場合は、当該申込みからキャンセルまでに要した費用を当該接続事業者が個別に負担する仕組みを整備。



○ 違約金の設定

各違約金については、作業の進捗度合いに応じて、工程毎の違約金単金を設定し加算。なお、違約金単金は原則として本年2月に改定した平成18年度接続料等の作業単金に平均作業時間を乗じて算出。

■ 加入ダークファイバ

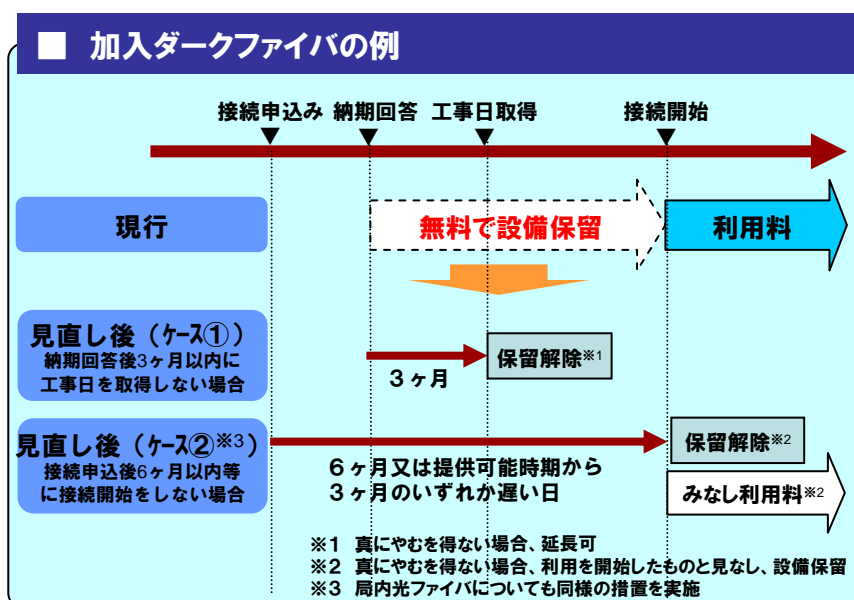
区分		違約金の額	
		NTT東日本	NTT西日本
申込到達日から提供可能時期回答を行うまでの間にキャンセル	現地調査を実施していない場合	4,359円	4,137円
	現地調査を実施している場合	19,401円	19,175円
提供可能時期回答後から工事完了するまでの間にキャンセル	現地調査を実施していない場合	9,718円	9,274円
	現地調査を実施している場合	24,760円	24,312円
工事完了後から接続開始までの間にキャンセル		接続の申込みに係る機能の利用料の12ヶ月分に相当する額	

■ 局内光ファイバ

区分	違約金の額	
	NTT東日本	NTT西日本
両端設備確定日から工事着手までの間にキャンセル	4,662円	4,468円
工事着手後から工事完了するまでの間にキャンセル	19,997円	19,051円
工事完了後から接続開始までの間にキャンセル	30,669円	29,167円

(2) 加入ダークファイバの長期未利用保留の抑制措置等

加入ダークファイバについて、未利用のまま長期に保留されている状況を抑制するため、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該ダークファイバについて申込がキャンセルされたものとみなす仕組みを整備。



4. 局舎内等における電気通信設備の安全性等を確保する仕組みの整備

NTT東西の局舎内等に設置されている電気通信設備に関して、発火、発煙又は落下等(以下「発火等」という。)に係る予防・保全措置、緊急措置及び損害賠償など、安全性等を確保する仕組みを整備。

(1) 発火等の予防・保全措置

① 予防措置

相互接続点の調査・設置の申込時に、局舎内等に相互接続点を設置できない場合として、次の規定を追加。

- 発火等が生じるおそれがある装置等を設置する場合。
- 接続事業者が設置する整流装置が異常時に電源を遮断する機能を有していない場合。

② 保全措置

接続に必要な装置等に係る保全措置として、次の規定を追加。

- 発火等が生じることのないよう、接続に必要な装置等を維持することを要すること。
- 整流装置等を設置するときは、発火又は発煙が生じることのないよう監視・点検等の措置を講じるとともに、NTT東西が求めた場合、当該措置内容を書面により速やかに報告することを要すること。

(2) 発火等発生時の緊急措置等

① 情報連絡及び消火活動等

発火又は発煙の発生を発見した場合の対処として、次の規定を追加。

- 消防機関への通報を直ちに行うことを要するとともに、警報装置の鳴動、NTT東西への連絡及び消火活動等を行うよう努めること。
- 消火活動等の緊急措置の実効性を確保するため、NTT東西及び接続事業者は、緊急措置を行った者に対し、その者の帰責事由等による場合を除き、当該緊急措置により発生した損害に係る賠償請求権を放棄すること。

② 発火等に係る損害賠償等

発火等により損害が生じた場合には、その原因事業者がその損害を賠償することを要し、損害を受けた接続事業者は当該原因事業者に対し、その損害賠償ができることを規定。

平成19年3月答申における指摘事項(制度整備・約款変更に係るもの)

(●：今回諮問の接続約款の変更により措置するもの、◎：措置済みのもの、○：検討中のもの)

■接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)に係る見直し

- ◎ スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定すること。
→【平成19年7月：接続料規則の一部改正】
- ◎ スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン（仮称）」を策定すること。
→【平成19年7月：接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」策定・公表】

■事後精算制度の見直し

- ◎ 事後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更すること。
→【平成19年7月：接続料規則の一部改正】

■接続料債務の不履行リスクの扱い

- ◎ 管理部門が適切なリスク管理を行うことを前提として、管理部門において発生する貸倒損失について接続料原価の一部に算入すること。
→【平成19年4月：第一種指定電気通信設備接続会計規則取扱要領の一部改正】

■中継ダークファイバの扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、不要な回線保留を抑制する仕組みにすること。
- ◎ NTT東西による迂回路や代替手段等に係る情報の開示を確保するため、接続に必要な情報の開示に係る告示¹（以下「情報開示告示」という。）を改正すること。
→【平成19年7月：情報開示告示の一部改正】

■局舎スペース等の扱い

- NTT東西において接続約款を変更し、コロケーションリソースの過剰保留を抑制するための措置を講じること。
- ◎● 情報開示告示を改正し、提供不可であるコロケーションリソースについて提供が可能となった場合に、当該リソースの利用を希望している接続事業者に速やかに情報提供を行う等の措置が講じられるようにすること。
→【平成19年7月：情報開示告示の一部改正】
- NTT東西の局舎内に設置されている電気通信設備の安全確保に関して必要な規定をNTT東西の接続約款に加えること。
- 当審議会の情報通信技術分科会の審議結果を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性確保に

¹ 平成13年6月11日総務省告示第395号

向けた制度整備等、所要の措置を講じること。

■電柱におけるコロケーションルール

◎● 施行規則を改正し、電柱においてもコロケーションルールを整備すること。

→【平成19年7月：電気通信事業法施行規則の一部改正】

◎● 情報開示告示を改正し、コロケーションを行うために必要な情報の提供に係る事項が接続約款において明記されるようにすること。

→【平成19年7月：情報開示告示の一部改正】

■回線名義人情報の扱い

○ NTT東西において契約約款を変更し、電話重畳型のDSLサービスについて、DSLサービスの利用者等からの申込みを可能とすること。

■加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

● NTT東西において接続約款を変更し、接続事業者が加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る申込みを接続開始までにキャンセルした場合、これに関して申込みからキャンセルの時点までに管理部門において実際に要した費用について、当該接続事業者が負担する仕組みとすること。

● NTT東西において接続約款を変更し、第一種指定電気通信設備の効率的な利用を確保する観点から、加入ダークファイバに係る接続の申込みがなされた後に工事日を確定するまでに通常要する期間を超えてもなお工事日の連絡がなされない場合、当該加入ダークファイバについて申込みが撤回されたものと見なすこととするなどの措置を講じること。